

広島県選挙管理委員会告示第五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、広島海区漁業調整委員会委員の任期満了による一般選挙を平成二十八年八月三日に行う。

平成二十八年七月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利